建設業者監督処分一覧表

〔令和２年度〕

	許 可 番 号	建　設　業　者　名	処分の内容	処分年月日
13	釧第869号	株式会社鶴居建設	営業停止	令和３年（2021年）３月10日

建設業を営む者に関する監督処分簿　　監督処分庁：北海道釧路総合振興局

１．処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社鶴居建設	代表者氏名	佐藤　俊介
主たる営業所の所在地	北海道阿寒郡鶴居村字雪裡北16線東３番地		
許可番号	北海道知事許可 （般－２）釧第869号	許可を受けている建設業の種類	土木工事業 とび・土工工事業 管工事業 水道施設工事業

２．処分に関する事項

処分年月日	令和３年(2021年)３月10日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第３項（第28条第１項第２号該当）		
処分の内容 処分の内容：建設業法第28条第３項に基づく営業停止処分 営業停止期間：令和３年(2021年)３月13日から令和３年(2021年)４月11日までの30日間 営業停止範囲：業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず営業の全部停止			
処分の原因となった事実	請負契約に関し不誠実な行為をしたため		
株式会社鶴居建設は建設業法（以下「法」という。）第11条の規定に基づき決算報告書を釧路総合振興局に提出しているが、平成31年３月決算から少なくとも過去に遡り３か年において、虚偽の資産額を記載した。 さらに、虚偽の資産額を用いた経営事項審査申請を行い、これにより得た経営事項審査結果通知書により、北海道及び鶴居村から入札参加資格を得た。 このことは、法第28条第１項第２号に該当するものである。			
その他参考となる事項	同社役員に対して、建設業法第２９条の４第１項に基づく営業禁止処分を行った。期間、範囲は営業停止処分と同一。		